

既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱 新旧対照表

新	現行
<p>第2 本事業の概要</p> <p>1 略</p> <p>2 都は、都内の住宅に1の設置と併せて太陽光発電システムを設置する者、又は既に複層ガラス若しくは二重窓が設置されている都内住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 略</p> <p>2 助成対象設備 助成対象設備は、設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 太陽光発電システム 一～三 略</p> <p>四 次のいずれかの要件を満たす都内の住宅に新規に設置されたものであること。</p> <p>ア (1)又は(2)の助成対象設備と併せて当該太陽光発電システムが導入される既存住宅</p>	<p>第2 本事業の概要</p> <p>1 略</p> <p>2 都は、都内の住宅に1の設置と併せて太陽光発電システムを設置する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 略</p> <p>2 助成対象設備 助成対象設備は、設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 太陽光発電システム 一～三 略</p> <p>四 都内の住宅（(1)又は(2)の助成対象設備と併せて当該太陽光発電システムが導入される既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。</p> <p>五 略</p>

イ 令和5年3月31日までに最低一つの居室において窓を全て複層ガラス又は二重窓にしている既存住宅

五 略

3 略

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとする。また、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金が含まれる場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1)、(2) 略

(3) 太陽光発電システム

ア 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次の(ア)又は(イ)のいずれか小さい額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

(ア) 1棟当たり450,000円(太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり450,000円とする。)

(イ) 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額

イ 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

3 略

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金が含まれる場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1)、(2) 略

(3) 太陽光発電システム

ア 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次の(ア)又は(イ)のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 1棟当たり450,000円

(イ) 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額

イ 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額